

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年4月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第21号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第40条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第43条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第44条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第94条第1項及び第5項並びに第97条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第8条の2第3項中「第15条第15項本文」を「第15条第14項本文」に改め、同条第4項中「第15条第26項第1号イ」を「第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「第15条第26項第1号ロ」を「第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「第15条第26項第1号ハ」を「第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第7項中「第15条第26項第1号ニ」を「第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第8項中「第15条第26項第2号イ」を「第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「第15条第26項第2号ロ」を「第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第10項中「第15条第26項第2号ハ」を「第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項中「第15条第26項第3号イ」を「第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項

中「第15条第26項第3号ロ」を「第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「第15条第26項第3号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項中「第15条第29項」を「第15条第28項」に改め、同条第15項中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同条第17項を削る。

附則第8条の3中第13項を第14項とし、同条第12項中「第7条第13項」を「第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番

号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附則第14条第5項から第8項までを削る。

附則第14条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第19条の4中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項、第33項、第36項若しくは第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項、第32項、第35項若しくは第39項」に改める。

附則第37条第2項中「附則第39条第1項の規定により計算した額」を「前条の額に500円を加算した額」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第14条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。